

1 議事日程

〔令和7年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和7年11月13日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第66号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第67号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第68号 太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第70号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第71号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	船 越 隆 之 議員
”	森 田 正 嗣 議員	”	今 泉 義 文 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市民生活部長	友 添 浩 一	健康福祉部長	大 谷 賢 治
健康福祉部理事 （子ども担当）	添 田 朱 実	市民課長	今 村 江利子
税務課長	田 代 浩	環境課長	大 石 敬 介
人事政策課長兼 人権センター所長	立 石 恵 子	国保年金課長	田 上 真 也
福祉課長	山 崎 崇	生活支援課長	木 村 浩 一
介護保険課長	柳 谷 雅 子	高齢者支援課長	大 山 清 敬
保育児童課長	竹 浦 俊 晴	ごじょう保育所長	木 村 康 子
元気づくり課長	高 野 浩 二	子育て支援課長	松 尾 克 己

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議事課長	花 田 敏 浩
--------	---------	------	---------

書 記 陣 内 成 美

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（立石恵子） おはようございます。

ご説明申し上げます。

太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を、引き続き令和8年度から3年間にわたりルミナスの指定管理者の候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その理由といたしましては、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が、これまで行ってきた管理・運営面において十分な実績を有していること及び男女共同参画啓発事業をはじめ、資格取得事業、就職支援事業、趣味・教養事業など、多種多様な事業を展開し、男女共同参画の推進と女性の活躍推進・自立支援に関する拠点としてふさわしい役割を果たしているからです。

このような各種事業を円滑に運営し、太宰府市の男女共同参画の拠点であるルミナスを適正に管理していくためには、これまで培ってきた経営のノウハウや実績を十分に有している公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定することが最も有効であると考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時3分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第2、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(大山清敬) 議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を引き続き令和8年度から3年間にわたり老人福祉センターの指定管理者の候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、当施設は総合福祉センターと建物が一体で、電気設備や安全管理に関する設備を共有しており、施設の構造上、経済的観点から一体的に管理することが合理的であること、また、高齢者が利用する施設であるということもあり、衛生管理や感染予防対策を徹底しており、利用者から清掃の徹底や清潔感の保持などの点で評価をいただいていることであります。

さらに、社会福祉協議会は、市高齢者支援課と密接に連携し、福祉的視点を持ちながら高齢者が安全で安心して利用できる施設の管理運営に努めており、必要に応じて福祉相談や市の高齢者福祉サービスの支援につなぐ連携も構築されております。

このようなことから、高齢者福祉をはじめとする地域福祉に精通し、地域の課題解決や福祉の向上に貢献されてこられた社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を指定することが効果的であると考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時5分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第66号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第3、議案第66号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 議案第66号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は、24ページから27ページ、新旧対照表は3ページから7ページとなります。

本件におきましては、改正の対象となる太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、本市の保育所等に係る利用定員、運営及び給付費等に関する基準を定めるものですが、今般、条例制定の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことなどに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

なお、本件におきまして、特定教育・保育施設とは、認定こども園、小規模等を除く保育所及び新制度移行幼稚園を指します。また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模

保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を指しますが、このうち本市に存在する施設は、認定こども園、小規模等を除く保育所及び小規模保育事業所となりますので、あらかじめご報告させていただきます。

それでは、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

第25条でございます。こちらは、児童福祉法等において虐待に関する通報義務等が創設されるなど虐待対応の規定が改正されたことにより、本条例についても改正する必要が生じたものでございます。

次に、4ページから6ページをご覧ください。

第42条でございます。こちらは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正され、特定地域型保育事業者による保育内容支援及び代替保育に係る連携の基準が緩和されたことにより、本条例についても改正するものでございます。

緩和の内容といたしましては、保育内容支援においては連携施設に小規模保育事業のA型とB型、そして、事業所内保育事業を追加するもの、代替保育においては連携施設の確保要件について、市長が認める場合は適用しないことを追加するものでございます。

最後は、6ページの一番下から7ページにかけての附則第4条でございます。こちらは、第42条第1項に規定する連携施設の確保について一定の経過措置が取られてきたところですが、全国的な現状・課題等を踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において延長の措置が講じられたことから、本条例についても延長する改正を行うものでございます。

なお、特定地域型保育事業者においては、本市に存在するのは小規模保育事業所になりますが、いずれの施設も連携施設は確保している状況でございます。

そのほかにつきましては、さきに説明いたしました改正により影響する引用の規定等を改正させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。

今、実質的には42条だけが問題になるというふうなご説明だったかと思えます。

それで、今回改めて特定地域型保育事業に対して連携施設を、また、それに対して、そのことで間に合わないときは代替保育の支援という形で規定されていると思うんですけども、この第2項ですかね、第2項の、これを設けられたといいますか、こういう方向になった背景をち

よっと教えていただけませんか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 第42条の第2項でよろしいですかね。すいません、お待たせいたしました。一応、連携支援ということで緩和されて、小規模保育事業A型、B型が追加されたということになりますが、やはり全国的に連携施設を設けるところが、自治体によってはなかなか難しいというところがありまして、国のほうでそういった対象の施設を増やすということで改定されましたので、本市の条例においても、それに合わせて改正を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。

現実に合わせてということだろうと思います。特に今回この第4条で、それまで10年までちょっと猶予という形でしょうかね、制度をつくるのを遅らせるのを認めたものが15年という、その5年間延びたことも、そういった形のものが何か、これは全国的な動きだろうと思いますけれども、そういったものがあつたというふう理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 今ご説明がありましたのは附則のところでございますが、こちらも委員ご指摘のとおり、全国的な課題、やはり連携施設を設けられてない、なかなか難しいというところもありますので、その経過措置として、さらに10年を15年に、5年延長するという措置が取られたものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） これは、太宰府市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の、ページ数9ページに。

○委員長（小島真由美委員） すいません、まだ。

○委員（原田久美子委員） ごめんなさい。後で言います。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第66号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第67号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第4、議案第67号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長(竹浦俊晴) 議案第67号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は28ページから31ページ、新旧対照表は8ページから12ページとなります。

本件において、改正の対象となる太宰市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、今般、条例制定の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことなどに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

なお、本件におきまして家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を指しますが、このうち本市に存在する施設は小規模保育事業所のみとなりますので、あらかじめご報告させていただきます。

それでは、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

新旧対照表の8ページから11ページをご覧ください。

第6条でございますが、こちらは家庭的保育事業者等による連携の規定でありまして、先ほどご説明いたしました議案第66号と同様に、保育内容支援においては、連携施設に小規模保育事業のA型とB型、そして事業所内保育事業を追加する、代替保育においては連携施設の確保要件について、市長が認める場合は適用しないことを追加するといった連携の基準を緩和するもので、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

第12条でございます。こちらは、児童福祉法において虐待対応の規定が改正されたことにより引用する規定を改正する必要が生じたものでございます。

次に、同じ11ページになりますが、第16条でございます。こちらは、栄養士法の改正により、

栄養士免許を持たずとも管理栄養士になることができるようになったことから、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、栄養士免許を有しない管理栄養士でも当該条件を満たすよう改正が行われたため、本条例を改正するものでございます。

次に、11ページの一番下から12ページにかけての第17条でございます。

こちらは、家庭的保育事業等における利用乳幼児の健康診断について、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査と内容が重複している場合は省略することができることを、改正により規定したものでございます。

最後は、12ページになりますが、附則第3条でございます。こちらは、第6条第1項に規定する連携施設の確保に係る経過措置ですが、先ほどご説明いたしました議案第66号と同様に、全国的な現状・課題等を踏まえ、本条例の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、延長の措置が講じられたことから、本条例についても延長する改正を行うものでございます。

なお、本市に存在する家庭的保育事業者等に該当する小規模保育事業所は、いずれの施設も連携施設は確保している状況でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 先ほど言いました太宰府市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の9ページなんですけど、新旧対照表ですね。ここにある「当該」という言葉が、「当該」というのはどういうふうなものを指しますか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 9ページの「当該」ということでよろしいですか。こちら、第3号の「当該」かと思われませんが、これまで、この条文の中で家庭的保育事業者等を説明してきておりますので、そのこととということでの「当該」ということで記載させていただいております。以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 10ページには、改正で、家庭的保育事業者等というのに、「当該」を抜けられてますけれども、この分についてちょっと質問しました。ここでは、なぜ「当該」が消えるのかということをおちょっと説明してください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 一応こちら、条例の基準になっておりますのが国の基準になっておまして、文言等は基本的にそちらに合わせておる状況でございます。一応、家庭的保育事業者等におきましては、この条文の中で用語定義のほうをされておりますので、意味合いとして

は大きく差はないということで考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今のところなんですけれども、まず、先ほどの連携施設、いわゆる家庭的保育事業の連携施設がない、ないというか、ないときに、代替的な連携施設として、また規定が設けられている。これが多分、10ページの第4項ですかね、4項の部分だろうと思いますけれども、そのときに、新法というかいいですか改正の第5項の、下のところの第1号として出されているところに、確かに「当該」というのはない。「当該」というのはないということは、これちょっと市民的な感覚といいますか、一般にそれを受け取ると、市が保育事業者の確認といいますか、そのことによっていろいろな施設を設けていますけれども、そこから外れたところの事業者が、代替的な保育連携協力者として登場してくる可能性があるということというふうに理解してよろしいのかどうか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 先ほどのご説明と少し重複するかと思いますが、言葉につきまして、は国の基準値と合わせておりますので、これによって、うちの運用が変更になるというところは、今回の改正では想定していないところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第67号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第68号 太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の制定について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第5、議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書は32ページ、33ページとなります。

この条例は、児童福祉法の改正に伴い、市町村において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要が生じたことから制定するものでございます。

この乳児等通園支援事業は、いわゆるこども誰でも通園制度のこととございまして、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された制度で、令和8年度から全国の自治体において本格実施されるよう、現在準備が進められております。

本市におきましても、本事業を令和8年4月から実施すべく、本市において事業を実施する上での設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

なお、この基準につきましては、児童福祉法の規定により、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従うことや参酌することも併せて示されておりまして、今回、国の基準を引用する形で条例を制定するものでございます。

説明以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） ここでいう、こども誰でも通園制度というのが出てきてるんですけども、この中には一時預かり事業というのが入るのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 現在、既に一時預かり事業というのは実施されておりますが、一時預かり事業は、保護者の立場からの必要性に対応するものとして実施されておる事業とございまして、この、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) じゃ、私のほうから1点よろしいですか。

この新しい制度が始まるということですので、非常に大事な内容でございます。先に、先行して行われている福岡市とか大野城市さん、様々な自治体が今あると思うんですが、今の現状をちょっと、先にされているところの内容、また、そういったところのご紹介をいただければと思います。

○委員長(小島真由美委員) 保育児童課長。

○保育児童課長(竹浦俊晴) ありがとうございます。

先ほど委員長がおっしゃられました、近隣でいきますと福岡市と大野城市、ほかにもあるかもしれませんが、福岡市のほうは、広域というか、独自方式でかなりやっておりますので、なかなか参考というところでは難しいのかなとは思いますが、一応今、今年10月から大野城市のほうでも実施されておまして、現在、国が制度化しておりますとおり、一定枠というのは1人月10時間まで、そして利用料金は1時間当たり300円というところを基準として、恐らく施設の裁量に合わせてながら実施されているものと思います。

利用率については、ちょっとそこまで把握しておりませんが、まだ少し余裕があるというような状況は、ちょっと入ってきている状況です。

以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) ありがとうございます。

本市に置き換えますと、これからの、開始をする令和8年度までのタイムラインといたしましては、どのような形になっていくのか、概略をお示してください。

○委員長(小島真由美委員) 保育児童課長。

○保育児童課長(竹浦俊晴) 現在、並行して、市内の事業者、保育所であるとかそういった福祉施設のほうにもご照会させていただきまして、少し興味を持っていただいているようなところもあります。

ただ、まだ全然詳細までは至っておりませんので、そこは協議・調整を図りながら進めているところでございます。

今回この基準のほう、条例が制定いただけましたら、その後は実際にやるということになった事業所について、今度は実際、事業を実施するに当たっての認可手続をしていくということになります。受入れ等が決まってきましたら、また広報でもお示しさせていただいて、市民の方にも案内をしていこうかなということで考えております。

以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) すいません、最後に、受け入れる保育施設等の方々が、太宰府市内では西側、東側、様々な立地があるんですけども、市といたしましては何か所くらいで、地域的なものも配慮しながら考えていくのか、その辺の考え方も、また条例が制定してからという形になるのかどうか教えてください。

保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） まさしく今、委員長ご指摘のとおりでありまして、幾つかお声はいただいておりますが、まだ具体的なところまでは決まっていない状況です。それを実施していくに当たっては、できるだけ多いほうがいいに越したことはありませんが、やはりそれぞれ施設の都合等もあろうかと思っておりますので、市民の方が利用しやすいように、西とか市内の東側とか、そういったことも考えて、こちらとしても事業開始に向けて準備できたらいいなということ考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

原田委員、どうぞ。

○委員（原田久美子委員） ここでいう通園支援事業の中には、運営ということで子育て支援員というのがいらっしゃると思うんですけども、子育て支援員というのは、資格は国家資格ですか、国家資格は要るんですかね、ちょっとそれだけ教えていただきたいと思えます。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） すいません、ちょっとそこは、今すぐには出てまいりません。もしよろしければ、後からお伝えさせていただきたいと思えます。

○委員長（小島真由美委員） それではほかに。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 33ページの定義のところの第3条の3項に、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する個人または団体というこの文言ありますけども、これはどうやって見分けるんですかね。例えば元暴力団員の方とか、またそういう関係が、密接な関係があるというのは、どうやって調べるんですかね。後から分かって、それをできませんよと断ることはできないわけでしょ。だから、どうやって調べるのかなと、ちょっと気になったもんで。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） こちらのほう、判断するのは恐らく最終的には警察等への照会じゃないとなかなか難しいところかなとは考えておりますが、実際、こういった事業を実施される場所、基本的には、今市内でもあります保育園さんとか幼稚園さんとか、そういった設備的にも実績があるところじゃないとなかなか難しいのかなというところを考えておりますので、こちらについては、そういった法人さんはもう既に認可されておまして、こういった暴力団との関わりというのは、幼稚園とか保育園を認可する上でも審査されておりますので、今としては、今回、事業を認可するに当たっては、特に問題はないのかなということ考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第70号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第6、議案第70号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

補正予算書は24ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(田上真也) 説明させていただきます。

今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,405万4,000円を追加し、予算総額をそれぞれ69億4,295万1,000円にお願いするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

30、31ページの下段、3の歳出の欄をご覧ください。

5款1項1目積立金、細目001、基金積立金1,051万9,000円の増額補正につきましては、令和6年度決算における歳入歳出差引残高である7,405万4,000円から、令和6年度に交付を受けました保険給付費等交付金の償還金6,353万5,000円を差し引いた額を国民健康保険財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、7款1項2目償還金、細目001、保険給付費等交付金償還金につきましては、先ほどご説明いたしました保険給付費等交付金につきまして6,353万4,508円の償還が生じることから、既決予算5,000万円との差額1,353万5,000円について増額補正をお願いするものでございます。

関連する歳入といたしまして、同じページの上段の2の歳入の欄をご覧ください。

6款1項1目前年度繰越金2,405万4,000円につきましては、令和6年度決算における歳入歳

出差引残高7,405万4,000円を前年度繰越金に計上するため、既決予算5,000万円との差額について、増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第70号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第71号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第7、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

補正予算書は32ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） 説明させていただきます。

今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318万2,000円を追加し、予算総額を1億1,143万8,000円をお願いするものであります。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたします。

38ページ、39ページの下段3の歳出の欄をご覧ください。

1款2項1目賦課徴収費、細目001、賦課関係費19万3,000円の増額補正につきましては、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、後期高齢者医療保険事業において、75歳への新規到達者に係る納付通知書のデザイン用紙に変更が生じるため、印刷製本費の増額補正を

お願いするものであります。

次に、2款2項1目一般会計繰出金、細目001、一般会計繰出金298万9,000円の増額補正につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合において、令和6年度事務費負担金に係る市への返還金が298万9,357円に確定したことにより、後期高齢者医療広域連合事務費負担金返還金を一般会計に繰り出すため、既決予算との差額について増額補正をお願いするものであります。

関連する歳入といたしまして、同じページの中段の2の歳入の欄をご覧ください。

3款1項1目一般会計繰入金19万3,000円につきましては、歳出の印刷製本費に係る増額分を一般会計から繰り入れるため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、4款3項2目雑入298万9,000円につきましては、令和6年度の後期高齢者医療広域連合事務費負担金返還金を特別会計で受け入れるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） すいません。先ほど原田委員からご質問がございました子育て支援員とは、というところについて説明をさせていただければと思います。

子育て支援員とは、県や市が実施する子育て支援員研修を修了し、保育の補助として働くことができるものということになっております。

ちなみに、この子ども誰でも通園制度で定められておりますのは、保育士の配置のみということになっておりますので、併せてお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） よろしいですね。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小畠真由美委員） それでは、以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小畠真由美委員） これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年2月17日

環境厚生常任委員会 委員長 小 島 真由美